

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年9月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100200号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100044号

第1 結論

請求期間について、請求者のA医院における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年3月から昭和57年4月1日まで

請求期間において、B市にあったA医院に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うが、厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてB市医師会立看護専修学校に通学しながら、A医院で勤務していた旨主張し、同医院前で他の職員と一緒に写った写真及び医院の所在地や職員名を記載したメモ等を提出しているところ、C厚生局D事務所から提出された資料、B市医師会から提出された請求者に係る「個人総合記録」並びに同医院において会計事務を担当していたとする事業主の妻及び請求者が同僚として記憶する者の回答から判断すると、期間の特定はできないものの、請求者が同医院において勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A医院が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、上記の資料において、A医院は平成6年11月に事業主が亡くなったことにより保険医療機関として廃止された旨記載されており、事業主本人から回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、事業主の妻は、事業主を含め、同医院の職員は厚生年金保険に加入しておらず、職員の給与から保険料を控除していなかったと思う旨陳述している。

加えて、請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料はないと回答しており、ほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。